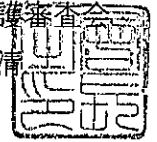




答 申 第 ・ 2 号
令和 4 年 3 月 1 6 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会
会長 中坪 清



答申書の送付について

令和 3 年 1 2 月 2 8 日付け田総発第 3 1 7 号にて諮問のあったことについて、別添のとおり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和3年12月28日

答申日：令和4年3月16日

答申書

第1 審査会の結論

「公益通報外部窓口である中山修身法律事務所との業務委託契約書」につき部分開示決定した処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公益通報外部窓口である中山修身法律事務所との契約書の部分開示決定を取消し、全部開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

審査請求人は、閲覧では印影を含め全部開示しているため、写しの交付で印影部分を非開示にする理由はなくなっている。

また、大阪高裁 H10. 11. 11 の判例から、条例の拡大解釈である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

令和3年8月5日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和3年8月19日	審査請求人に対し、本件開示請求に対する決定期間延長の決定を通知
令和3年8月20日	審査請求人より、延長決定に対する不服の申立てを受理
令和3年8月23日	審査請求人に対し、本件開示請求に対する部分開示の決定を通知
令和3年9月2日	審査請求人より、本件処分に対する不服の申立てを受理

2 諮問庁の主張

諮問庁は、印影部分について、公にされることで当該法人を偽った文書（以下偽造文書という）が作成されることが否定できないため、本件処分を行った。

また、東京地方裁判所平成22年1月13日（平成21年（行ウ）第420号）

判例により、印影が広く開示されると、同印影を用いて文書の偽造がされることなどによって、当該弁護士の特権ないし正当な利益が害される相当の蓋然性があるとされていることから、弁護士の印影は非開示理由となり、条例の拡大解釈には当たらない。

3 諮問庁の考え方

印影を開示することにより偽造文書が作成される可能性が生じうるのは、印影の確認できる文書の写しが公に出回った時であるため、目視による確認だけでは偽造文書が作成されるとは考えられない。そのため、閲覧で一部開示すべき部分を開示したことから、写しの交付も非開示にする理由がなくなったことにはならない。

4 結論

以上のことから、弁護士法人の印影については、田布施町情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第3項本文に該当し、一部開示が妥当である。

第4 審議結果の経緯

令和3年12月28日	諮問書の受理
令和4年1月27日	審査
令和4年2月18日	審査

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、契約内容の確認のため本件対象文書の開示請求を求めるものである。実施機関は、条例第10条第3項本文に該当するとし、弁護士の印影部分を非開示とする部分開示決定を行った。

審査請求人は閲覧では印影を開示していることから写しの交付についても開示すべきと主張することから、以下本件部分開示決定の妥当性について検討する。

2 決定の妥当性について

(1)諮問庁は部分開示決定の妥当性について、条例第8条5項の規定により該当文書に情報が記録されている弁護士法人に意見照会をした結果、条例第10条第3項本文に該当し、公にされることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると主張する。

(2)そこで検討すると、印影の複製等により文書偽造等のおそれがどの程度あるかについて、諮問庁からは明確に示されていない。しかしながら、諮問庁からの問合せに対する弁護士の回答にあるように、弁護士の職印の印影は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」にあたるので、実施機関が非開示と

したことにについて妥当性を欠くと判断することはできない。

3 まとめ

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

中坪 清、藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子